公立大学法人埼玉県立大学特任教員就業規則

平成２５年４月１日
規 則 第 ３ １ 号

（趣旨）

第１条　この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成２２年規則第２２号。以下「職員就業規則」という。）第３条第６項に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する特任教員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「特任教員」とは、職員就業規則第２条第２項に規定する教員以外の教員で、外部資金等によるプロジェクト等において教育研究に従事する特任教授、特任准教授及び特任助教の職にある者をいう。

２　前項の職については、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成２２年規則第６号。以下「組織規則」という。）第１５条から第１８条の規定を準用するものとする。

３　特任教員のうち、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が行う研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により雇用する者（以下「雇用ＰＤ等」という。）の職名は、日本学術振興会で採択された資格に応じ次の各号のとおりとする。

一　特任教員（日本学術振興会特別研究員－ＰＤ）
二　特任教員（日本学術振興会特別研究員－ＲＰＤ）
三　特任教員（日本学術振興会特別研究員－ＣＰＤ）

（法令との関係）

第３条　この規則及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

（雇用形態）

第４条　特任教員の雇用形態は、就業規則第２条第２項に定める教員と同様とし、就業に関する事項は、この規則に定めるもののほか、職員就業規則を準用する。ただし、職員就業規則第１２条から第１６条の規定は準用しない。

２　前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、雇用形態が公立大学法人埼玉県立大学非常勤職員就業規則（平成２２年規則第２３号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第２条に規定する非常勤職員と同様の特任教員（以下「非常勤特任教員」という。）とすることができるものとし、就業に関する事項は、この規則に定めるもののほか、非常勤職員就業規則を準用する。ただし、非常勤職員就業規則第８条から第１１条の規定は準用しない。

（採用）

第５条　特任教員の採用は、職員就業規則を準用する。

２　前項の規定にかかわらず、非常勤特任教員の採用は、非常勤職員就業規則を準用する。

（任期等）

第６条　特任教員は、５年以内の任期とする。ただし、非常勤特任教員は、１年以内の任期とする。

２　前項の任期が５年に満たないときは、採用時から５年に至るまでの期間を更新することができる。ただし、当該プロジェクト等の存続期間に限るものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第２３条第１項に定める定年に達するときは、当該教員（非常勤特任教員は除く）の任期は、定年に達する日以降の最初の３月３１日までとする。

４　前３項の規定にかかわらず、雇用ＰＤ等が任期中に日本学術振興会における特別研究員の資格を

喪失した場合は、任期の終期を当該喪失日に繰り上げるものとする。

（給与）

第７条　特任教員に支給する給与は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成２２年規則第２７号。以下「給与規則」という。）を準用して決定する。

２　前項の規定にかかわらず、雇用ＰＤ等に支給する給与は、給料、通勤手当（月額３万円を超えない範囲内とする。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、大学入学共通テスト監督等業務手当及び大学院手当とする。なお、給料は次の表に定める額とし、給与規則第３条第１項に規定する給料表は適用しない。

職名	給料月額
特任教員（日本学術振興会特別研究員－ＰＤ）	３６２，０００円
特任教員（日本学術振興会特別研究員－ＲＰＤ）	
特任教員（日本学術振興会特別研究員－ＣＰＤ）	４４６，０００円

３　前２項の規定にかかわらず、非常勤特任教員に支給する給与は、非常勤職員就業規則を準用して決定する。

（退職手当）

第８条　特任教員の退職手当は、公立大学法人埼玉県立大学職員の退職手当に関する規則（平成２２年規則第２８号。）を準用して支給する。ただし、勤続期間は、特任教員として在職した期間に限るものとし、その他の期間は算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、雇用ＰＤ等及び非常勤特任教員には退職手当を支給しない。

（赴任に係る旅費）

第９条　雇用ＰＤ等には、公立大学法人埼玉県立大学職員の旅費に関する規則（平成２２年規則第２９号）第２１条第１項及び第２２条第１項に規定する移転料及び扶養親族移転料は支給しない。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、特任教員の就業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。